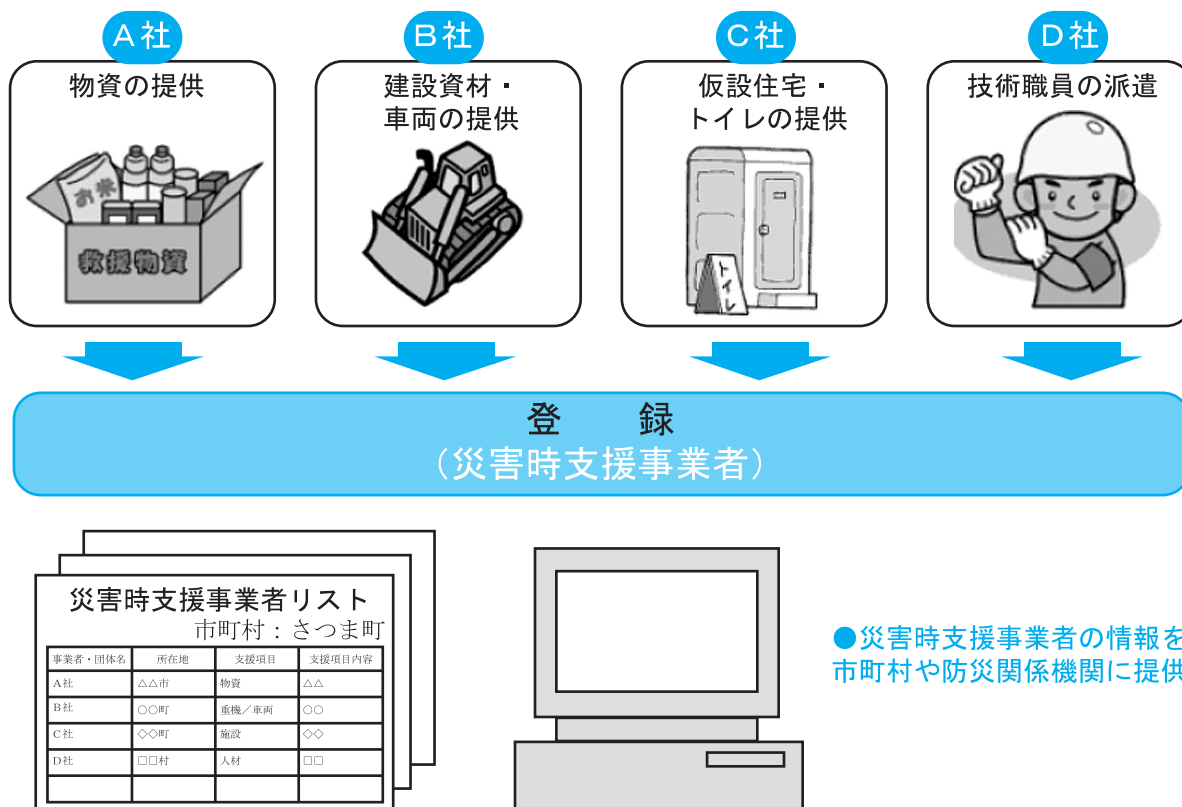


「災害時支援事業者」を募集します。

災害発生時には、速やかな応急対策が求められており、多種・多様で大量の物資や防災資機材等を必要とすることから、幅広い分野の支援体制を整備する必要があります。

鹿児島県では、事業者が協力できる支援項目や各種情報をあらかじめ募集し、「災害時支援事業者リスト」として登録する「災害時支援事業者登録制度」を開始します。

制度のイメージ



災害発生時の支援の流れ

- 支援が必要な災害が発生した場合、災害時支援事業者リストをもとに県、市町村及び防災関係機関が登録事業者へ支援を要請します。
- 支援要請を受けた事業者は、被災地への支援を開始します

災害時支援事業者

支援

被災地

鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 行政庁舎6階

電話：099-286-2256 F A X：099-286-5519

Eメール：bousaik@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.kagoshima.jp/bosai/sonae/shisaku/saigaizishenseido.html

※ 検索サイトで「鹿児島県庁」で検索→県庁ホームページトップページ「防災情報」→「災害に備えて」→「防災に関する施策」→「災害時支援事業者登録制度」をクリックしてください。

町内の集落営農推進状況

■ さつま町役場 担い手育成支援室 ■

■農家の減少、高齢化から地域の農地と集落を守るのは、「集落営農」です。

「集落営農」を組織化するためには、地域ぐるみで地域の将来の営農のあり方について話し合うことが基本となります。

- ① 区や公民会等での研修会等を実施する。
- ② アンケートの検討・実施・集計・分析・公表を行い認識を深める。
- ③ 地域の将来像（ビジョン）を描く。
- ④ 農用地利用改善組合（地権者組合）を設立し、より具体的な検討を進める。
- ⑤ 受託組織型や集落ぐるみ型など地域の実情に合った経営形態を組織化する。

ア 農用地利用改善団体（地権者組合）

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
岩元地区農用地利用改善組合	あながわ地区農用地利用改善組合	船木東地区農用地利用改善組合	戸子田農地組合	大長地区農用地利用改善組合	市場地区農用地利用改善組合	小路下手地区農用地利用改善組合	諏訪下地区農用地利用改善組合	上平川地区農用地利用改善組合	園田地区農用地利用改善組合	時吉地区農用地利用改善組合	白男川地区農用地利用改善組合	一ツ木地区農用地利用改善組合
永野	佐志	船木	求名	久富木	柏原	柏原	柏原	平川	中津川	時吉	白男川	虎居



戸子田農地組合水稻共同播種の状況

イ 農作業受託組織

（農用地利用改善組合の話し合いにより組織されたもの）

1. 大長地区農作業受託組合
2. 戸子田農作業受託組合
3. 諏訪下農作業受託組合
4. 船木東農作業受託組合
5. かしはらアグリ（小路下手地区）

ウ 特定農業団体（改善組合が認めた任意組織）

「地区内の2／3以上の土地集積目標・共同販売経理・5年後の法人化計画が必要」

1. 白男川地区農作業受託組合
2. 一ツ木営農組合
3. あながわ営農組合

エ 特定農業法人（改善組合が認めた農業生産法人）

「農地の保有が出来る。地区内の1／2以上の土地の集積目標が必要」

1. 農事組合法人永野むら（岩元地区）



一ツ木営農組合里芋収穫時の休憩